原著

長野県における産婆制度の成立 一明治期の産婆に関する規則—

湯本敦子

Emergence of the institution of midwives in Nagano Prefecture

-Regulation of midwives in Meiji era-

Until the Japanese government established the Midwife Act in 1899, each prefecture had its own legislation for midwives. This paper describes how the Nagano Prefectural Government regulated midwives in the Meiji era.

First of all, this government gave permission to lay midwives who had been practicing midwifery to continue their practice with no conditions in 1878. As of 1884, a midwife in Nagano was required to take the examination and obtain a license under the Midwifery Act. This was the first regulation of midwives by Nagano Prefecture. It was abolished and a new Midwife Act was introduced in 1897 consolidate the control of midwives.

Key Words:

Midwife (産婆), Midwife act (産婆規則)

1. 序 文

日本の歴史において、産婆業が職業化するのは江戸時代からといわれている.しかし、その知識・技術は発展しつつあった産科学とは極めてかけ離れており、堕胎を専門とするものもあった.

明治政府は、近代的医療制度の樹立を目指 し、1986年(明治元)太政官布達により、「元 来産婆ハ人之生命ニモ相拘不容易職業」であ るとし、産婆による売薬や堕胎を禁止した。 その後、1874年『医制』の中に産婆に関する条項として3か条を盛り込んだ。すなわち、産婆は一定以上の年齢(40歳以上)と、一定以上の知識と技術(婦人小児の解剖生理に通じ、医師の眼前で平産10人難産2人を取り上げている)を持っていること、免状による資格を持つ者であること、そして緊急の場合以外は医師の指図を受けずにみだりに手を下してはならないこと、産科器械の使用や方薬を禁ずることを基本方針として示したのである。

信州大学医療技術短期大学部専攻科;YUMOTO Atsuko, Dept. of Advanced Course of Midwifery, School of Allied Medical Sciences, Shinshu Univ.

しかしこの医制は東京、大阪、京都の三府 のみに発布され、1899年(明治32)『産婆規 則』が制定されるまでは、産婆の統制は各地 方官の管轄に委ねられ、各地の事情に応じ 徐々に規則が作られていった。

2. 産婆に関する長野県の法的整備

(1) 鑑札下附

長野県は、1878年(明治11) 1月28日に次 の乙号布達を出した¹⁾.

乙第九号

今般詮議ノ次第有之医師薬舗整骨産婆針 治灸治歯抜右従来営業ノ者へ鑑札相渡候 条来ル三月二十日限リ別紙手続ニ倣ヒ可 願出此旨布達候事

但シ本文日限ヲ過キ願出候者ハ従来開 業ノ者ト雖モ新規開業者ト同一試験ヲ受 ケ候儀ト可相心得事

資料 1 1884年 (明治17) 4 月産婆営業規則

甲第三拾一号

産婆営業規則別紙之通相定候条、此旨布達候事 明治十七年四月十四日 長野県令大野誠代理

長野県大書記官 鳥山重信

産婆営業規則

第一条 産婆ト称スルハ本県免状及ヒ鑑札ヲ所持スル者ヲ云フ、

第二条 産婆ハ薬剤ヲ投シ若クハ薬剤ヲ指図スル事ヲ許サス、

産婦ノ分娩時ニ臨ミ若シ難産ト認ムルトキハ、医師ノ指図ニアラサレハ手術ヲ施ス事ヲ許サス、

但 近隣二医師ナキ土地ニシテ実際止ヲ得サル場合ニ於テ、家人ノ承諾ヲ得テ施術スルハ 此限リニアラス、

第三条 産婆若シ妊娠四ヶ月以上ノ死胎分娩者ヲ取扱タルトキハ、甲第六十七号布達死亡届規則ニ拠 リ届書ヲ作リ、之ヲ其家人ニ付与スヘシ、

第四条 産婆営業志願ノ者ニシテ該術試験ヲ受ケント欲スル者ハ、修学履歴書相添所轄郡役所ヲ経由 出願スヘシ、

試験ヲ請フモノハ満二十年以上ノ女子ニ限ル、

試験合格ノ者へハ免状ヲ付与ス、若シ不合格者ハ六ヶ月ヲ経サレハ再ヒ試験ヲ出願スルヲ得

明治十一年一月二十八日 長野県権令 楢崎寛直

【別紙】手続

略

これによって、従来より医師・薬舗・整骨・産婆・針治療・灸治療・歯抜業を営んでいた者は県長官宛に願書を提出し、鑑札を受け、営業をそのまま続けることができた、鑑札手数料は医師・薬舗は50銭、整骨・産婆・針治・灸治・歯抜は30銭であった。

(2) 産婆営業規則

医師,薬舗,整骨,産婆,針治,灸治,歯 抜に対する鑑札下附のあと,医師については 1883年(明治16)医業取締規則が制定され, 産婆については1884年(明治17)4月14日に 産婆営業規則が制定された.〈資料1〉 ス、

但 公私学校ニ於テ卒業及講習済ノ者其証明書ヲ添テ出願スルトキハ、試験ヲ要セス免状 付与スヘシ、

第五条 試験節目及試験手続左ノ如シ、

一試験節目

骨盤ノ構造 妊娠ノ鑑識法 妊娠ノ経過 妊娠中ノ摂生法

胎児ノ位置及其鑑別 順産 不順産 生児ノ処置

産褥ノ摂生法

以上大意

- 二試験ハ県立医学校附属病院ニ於テシ、院長・副長ノ内ヲ以テ臨時試験委員ヲ命シ、衛生課 員一名臨席施行スルモノトス、
- 三試験問題ハ一節ニ付二、三問口答セシム、

書式

略

第六条 産婆営業者ノ乏シキ地方ニヨリ、自然其技術ニ習熟セシ者、左ノ書式ニ倣ヒ履歴書相添所轄 郡役所ヲ経由出願スルトキハ、詮議ノ上当分試験ヲ要セス鑑札付与スル事アルヘシ、

書式

略

- 第七条 水火盗難ノ事故ニ由リ免状又ハ鑑札ヲ毀損シ、又ハ遺失スルトキハ其事由ヲ詳記シ更ニ免状 ヲ請求スヘシ、
- 第八条 管内転居ノ節ハ其旨届出ツヘシ、

他管下へ転居若クハ死亡セシトキハ免状又ハ鑑札ヲ返納スヘシ、

第九条 免状及鑑札ヲ請タル者ハ、左ノ雛形ニ倣ヒ看板ヲ製シ、他人ノ見易キ箇所へ掲クヘシ、 雛形

略

第十条 此規則ニ悖リ営業セシ者ハ其業ヲ停止若クハ禁スル事アルヘシ、

(『本県甲号布達 一 明治十七年」長野市 長野県庁所蔵)

(『長野県史 近代資料編』第八巻(二)衛生・防災、長野県、1987年)

産婆の資格や職務の内容,また試験に関しても規定され,産婆営業試験願,産婆営業願の書式が示されている.

第一条によって、長野県の産婆は「本県免 状」および「鑑札」を持つことが必要となっ た.この条項は同年7月1日に「内務省免状 又ハ本県ノ免状及ビ鑑札ヲ受ケタル者ニアラ ザレバ管内ニオイテ営業スルヲ得ズ」と改正 された、つまり産婆の資格には、「内務省免 状」を持つ者か、「本県免状」および「鑑札」 を持つ者の2種類が存在することとなった. 第二条では業務内容に触れ、『医制』(1874年)51,52条による内容と同様、薬剤の投与もしくは指示と難産時における医師の監督下以外の手術の実施を禁じている。また、死産届け書の作成が産婆の職務として規定されている(第三条).

第四, 五条は産婆営業志願者への試験に関する条項である.

志願者の条件は年齢満20歳以上の女子で,

修学履歴書を添えて願書を提出する.しかし 履歴には『医制』における「産科医の眼前に て平産十人難産二人」といった内容や修学場 所に関する規定はない. 第四条の但し書きに 公私学校卒業者は試験を免除される旨が書か れているが,県内にまだ産婆学校は存在せ ず,公私学校とは県外の産婆学校を意味して いると思われる.

試験は、骨盤の構造、妊娠の鑑識法、妊娠の経過、妊娠中の摂生法、胎児の位置およびその鑑別、順産(正常産)、不順産(異常産)、新生児の処置、産褥の摂生法の各節目について2,3間の口頭試験である。県立医学校附属病院において、院長または副長によって命じられた試験委員によって、衛生課員1名臨席のもとに行われることになっている。

さらに第六条では、「産婆営業者ノ乏シキ地 方」で「自然其技術ニ習熟セシ者」いわゆる 限地開業者への無試験による鑑札附与を認め ている。

その他雛形に倣った看板を掲げること (第 九条),この規則に違反した者には業務停止 或いは禁止があり得ること (第十条) が盛り 込まれた。

資料 2 1897年 (明治30) 8月 産婆取締規則

産婆営業規則は、1880年に組織された地方 衛生会によって審議され決定された。地方衛 生会は県長官(県令)の監督下に管内の公衆 衛生、獣畜衛生に関する事項を審議し、県長 官の諮問にこたえる機関であり、委員は書記 官,参事官,警部長,県庁所在地の郡長,県 参事会員4人, 医師3~5人, 獣医1人, 化 学家1人、書記(県属)から構成される.産 婆営業規則は1883年10月の会議において審議 され、翌年6月に改正案が可決されてい る2). 投薬や手術の禁止は医制の内容を加味 し、年齢20歳以上の条件は他県の例もふまえ つつ、長野県の実状に合わせてつくられたも のと考えるが、履歴上の要請は何もなく、試 験は各項目2,3間の口頭試験のみで非常に 緩やかなものと言える.

(3) 産婆取締規則

1899年(明治32) に全国統一の産婆規則が制定される2年前,1897年長野県は産婆取締規則(長野県令第四十一号),産婆試験規則(長野県令第四十二号),産婆試験受験人心得(長野県告示第百五十三号)を定めた、〈資料2,3,4〉

長野県令第四十一號

産婆取締規則左之通相定ム

但明治十七年四月本県甲第三拾壹号産婆営業規則ヲ廃止ス

明治三十年八月廿四日 長野県知事 権藤貫一

産婆取締規則

第一條 産婆営業ハ内務省免状又ハ本縣ノ免許証ヲ有スルモノニ非サレハ開業スルヲ得ス

第二條 本縣ノ免許証ヲ得ント欲スルモノハ産婆試験及第証ヲ添へ所轄郡市役所ヲ経テ県廳ニ願出へ シ

第三條 知事ハ土地ノ状況ニ依リ本人ノ出願アルトキハ其開業区域ヲ限リ試験ヲ経サル者ト雖トモ特 ニ仮開業ヲ免許スルコトアルヘシ 第四條 産婆ヲ開業セントスル者ハ其開業地及本籍ヲ詳記シタル書面ニ履歴書及ヒ免状又ハ免許証寫 ヲ添へ所轄郡役所ヲ経テ県廳ニ届出ヘシ

第五條 産婆ハ醫術ヲ施スコトヲ許サス

第六條 産婆ハ堕胎ノ疑アリト認ムルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第七條 左ノ場合ハ本人又ハ其家人ヨリ五日以内ニ所轄郡役所ヲ経テ県廳へ届出へシ免状又ハ免許証 アルモノハ再渡又ハ書換ヲ受ケ若ハ返納スヘシ

- 一 轉居改氏名又ハ廃業シタルトキ
- 二 失踪死亡シタルトキ
- 三 免状又ハ免許証ヲ失ヒタルトキ

第八條 産婆業務ニ關シ不正ノ行為アリタルトキハ情状ニ依リ其業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

第九條 免許ヲ受ケス若ハ開業届ヲ出サスシテ産婆業ヲナシ又ハ本則第五條第六條ヲ犯シタルモノハ 二日以上五日以下ノ拘留又ハ五十銭以上壹圓五十銭以下ノ科料ニ處ス

(『長野縣報』第三號 明治三十年八月二十四日)

資料3 1897年(明治30)8月 産婆試験規則

長野縣令第四十二號

産婆試験規則左ノ通相定ム

明治三十年八月廿四日 長野県知事 権藤貫一

産婆試験規則

第一條 産婆業ヲ為サントスル者ハ此規則ニ據リ試験ヲ受クヘシ

第二條 産婆試験ハ毎年二回舉行スヘシ其舉行ノ地及試験期日ハニヶ月前之ヲ告示ス

第三條 試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 妊娠中攝生法ノ大意
- 二 産婦取扱法ノ大意
- 三 初生児取扱法ノ大意
- 四 蓐婦攝生法ノ大意

第四條 試験ヲ受ケントスル者ハ満二十年以上ノ婦女ニシテ試験期日一ヶ月前其願書ニ履歴書相添所 轄郡役所ヲ経テ縣廳差出スヘシ

第五條 試験ハ筆記又ハ口答ノニ種トシ出願者ノ撰擇ニ任ス

第六條 試験合格ノ者ニハ及第証ヲ附興ス

(『長野縣報』第三號 明治三十年八月二十四日)

資料 4 1897年 (明治30) 8月 産婆試験受験人心得

長野縣告示第百五十三號

産婆試験受験人心得左ノ通相定ム

明治三十年八月廿四日 長野県知事 権藤貫一

第一條 産婆試験ハ本縣ヨリ告示シタル試験擧行地ノ中各自便宜ノ地ニ於テ受クルコトヲ得ヘシ

- 第二條 産婆試験ヲ受ケント欲スル者ハ明治三十年八月本縣令第四十二號産婆試験規則第四條ニ依リ 左記書式ノ願書ソ所轄郡市役所ニ差出スベシ
- 第三條 産婆試験願書ハ許可ノ指令ヲ付セサルニ付該出願者ハ試験擧行ノ期日一日前ニ受験地ニ到着 シ宿所氏名ヲ其郡市役所ニ届出ヘシ

願書式

住所 (寄留ナレハ本籍ヲ併記スヘシ)

族 籍

氏 名生 年 月

私儀何年何月何地二於テ産婆試験相受度別紙履歴書相添此段奉願候也

右

年 月 日

氏 名印

市町村長

氏 名印

知 事 宛

(『長野縣報』第三號 明治三十年八月二四日)

産婆取締規則は9か条からなり、産婆営業規則と比較すると、産婆の業務として、死産取扱時の届出の項がなくなり、新たに第六条に堕胎の疑いのあるときは警察官に申告することが加わった。転居、死亡、免状の紛失時には5日以内に届けること、さらに第九条には無免許、無届けの産婆および医術の実施や第六条の内容に従わなかったときには、拘留または科料の罰則が加えられている。

産婆試験規則は6カ条からなっている.受験資格の満20歳以上は変わっていない.試験科目が,(1)妊娠中摂生法の大意,(2)産婦取扱法の大意,(3)初生児取扱法の大意,(4)蓐婦摂生法の大意の4科目に整理された.第五条には「試験ハ筆記又ハ口答ノ二種トシ出願者ノ撰澤ニ任ス」とある.産婆試験は年2回挙行された.2カ月前に告示され,1カ月前に願書・履歴書を県庁に提出することとなっている.そして,受験地にはその1日前に到着し,市役所に届け出る旨が産婆試験受験人心得に規定された.

1893年(明治26), 地方官官制の改正により, 日本の衛生行政は警察部の事務となり, 警部長の監督下に置かれた. 長野県でも警察部保安課衛生係が衛生に関する諸般の取締を担当するようになっていた³⁾. 1897年の長野県産婆取締規則は, 文面やその内容から, 取締規則の名の如く, より取締的要素が強くなっている.

また、産婆営業規則では口頭試験2,3問のみであったものが、産婆試験規則では、筆記試験または口頭試験の2種類を設け、受験者の選択制とした。これは一方で筆記試験を導入し、より学術の素養ある新産婆をつくるという中央の意図を盛り込みながら、しかし一方で県内にはまだ産婆養成機関がなく、実際の受験者には筆記のできない程度のものも少なくなく、また鑑札を受けている産婆もわずかであった県下の実状に対応した規則であったと思われる。

(4) 産婆規則制定後

全国に統一された法規としての産婆規則が 1899年 (明治32) 7月制定されたが、産婆試 験の挙行と産婆名簿の管理は地方長官(知 事) に任された (産婆規則第二, 四条). ま た, 産婆試験規則(同年9月)第八条には地 方長官は受験人心得その他試験場の整理に関 する条規を定めることが義務づけられ、これ にしたがって長野県では1899年10月6日長野 県令第六十一号産婆試験受験人心得, つづい て1900年11月2日県令第七十五号産婆名簿登 録出願手続を定めた. 長野県の産婆試験は3 カ月前に告示された後に挙行された。年間の 挙行回数は定められていない. 第四条として 学説試験は原則として筆記であるが、「時宜 ニヨリー口述試験に変わることもあり得るこ とが引き続き条項として残された. この時点 においてもなお、県内には産婆養成機関はな く、読み書きのできない従来開業の旧産婆で も受験を認める県下の実状が伺われる.

産婆名簿登録出願手続きでは、産婆名簿登録をする者は規定の書式による願書と履歴書を知事に提出する、願書の提出、登録の停止や取消、謄本下附願はすべて所轄警察署を経て知事に提出することとなっている。

3. 明治期の開業産婆

1880年(明治13)には長野県に衛生課が設置されて衛生事務を担当した。各町村には選挙によって衛生委員が置かれるようになった。県・町村の衛生行政が緒につき、産婆を含む医療関係者等も行政によって把握されるようになっていった。長野県における産婆数を知ることのできる最も古い統計は1881年(明治14)長野県管内医師獣医及産婆統計表である4)。その統計表は各郡からの調査によって作成されたものであるが、これによる

と 長 野 県 の 産 婆 数 は わ ず か83人 で あった. 1883年 (明治16) からは『長野県統計書』によって産婆数を知ることができる5).

長野県においては明治期末期まで積極的な 産婆養成の機運はみられなかった。統計上に 現れる産婆数の増加はわずかであった。しか もそのほとんどが従来開業の者であり,教育 を受け,試験に合格し免許を持った新産婆は 少なかった。産婆1人当たりの産児数は統計 上に示される産婆数だけでは長野県の出産を 介助することは不可能であり,統計上に示さ れない無資格のいわゆる取上婆や,近隣,親 類の者たちによる出産介助も多かったことが 容易に推測される。

長野県における本格的な産婆養成の始まりは、1907年から始まった信濃衛生会による産婆講習である⁶⁾. それ以前では、長野県下の産婆たちは実際にはどこで知識、技術を習得していたのであろうか.

(1) 鑑札下付願に基づく開業産婆の例

1878年乙第九号布達の雛形に倣い, 北村まつは次のような願書と履歴書を提出し, 鑑札下附を願い出た⁷⁾。

私義従来産婆営業罷在候處乙第九号御 布達之通鑑札御下附相成度履歷書相添此 段奉願候也

北第七大区小区 八幡村八番地住 明治十一年二月廿五日

平民 北 村 ま つ 用掛 工藤九郎右衛門 副戸長 依 田 源四郎 長野県権令 楢崎寛直殿

北第七大区小区 八幡村八番地住 北 村 ま つ 五八年三ヶ月

- 一安政五年四月ヨリ文久二年八月迄長野 県信濃国佐久郡八幡村春原荒市ニ従ヒ 産科修業
- 一文久三年三月ヨリ同県同国同郡同八番地ニ於テ開業

右之通相違無御座候也 明治十一年二月廿五日 北 村 ま つ

即ち、北村まつは春原荒市(産科医かどうかの記載はない)のもとで38歳から4年間産科修行をした後、43歳の時から15年間開業していた。

(2) 産婆営業規則に基づく限地開業産婆の例次に佐々木婦乃の限地開業産婆として願出である⁸⁾. 1884年に出された産婆営業規則第六条は、「産婆営業者の乏しき地方にして、自然其技術に習熟せし者」を限地開業として特に認めている.

産婆営業願

今般産婆営業仕リ度候間鑑札御下付相成 リ度履歴書相添へ此段奉願候

小県郡和田村三百六拾壱番地 明治壱拾七年十二月十五日

> 願人 平民 佐々木婦乃 六十七年一月

> 衛生委員
> 河西栄蔵
>
>
> 戸長
> 武重敬吾
> 印

長野県令木梨精一郎殿代理 長野県大書記官 鳥山重信殿

履歷書

長野県信濃国小県郡和田村 三百六拾壱番地屋敷居住平民農 三村林七母 佐々木婦乃 六拾七年一月

- 実ハ当村農佐々木文右エ門亡長女ニ テ天保五年十月十二日三村林七父嘉六 妻ニ嫁シ長女よう長男三村林七ヲ産ム
- 一 幼ヨリ農事ヲ以テ職トナス
- 一 慶応三年四月九日長女よう之長男三 村亀吉ヲ分娩ノ際其産難見ルニ忍ヒス 産婆ヲ雇ハントスルモ当村ニ無之偶々 全郡長窪古町ニ伊勢国桑名産医松岡喜 齊在リト聞キ迎へテ治療相受ケシニ忽 チ分娩母子強壮ナリ依リテ該医ニ附キ 産婆ノ術ヲ受ケ以后今日ニ至ル迄親族 知己ノ依頼ヲ得産児ヲ取扱フ茲ニ壱百 有廿名余ニ至レリ

右ノ通相違無之候也 明治十七年十二月十五日 佐々木婦乃 副願

明治十七年十二月十五日 小県郡和田村 衛生委員 河西栄蔵 小県郡和田村 戸長 武重敬吾 長野県令 木梨精一郎代理 長野県大書記官 鳥山重信殿

(・・部分は解読不可)

これによれば、佐々木婦乃は17歳にて結婚 し、一女一男を出産した。そして彼女は長女 の出産が難産であったため、産婆を呼ぼうと したが村には産婆は居らず、別の町の医師によって治療を受け、母児共に事なきを得た.これを機会に、その産科医より産婆術を習い、以後依頼に応じて助産を始めている.婦乃40歳の時である.以来27年間で120例以上の出産を介助している.

北村まつと佐々木婦乃に共通しているのは、共に農民で、産婆業を開始したのは40歳過ぎてからであること、医師のもとで産婆の修業をしていることである。北村まつについては4年間を医師のもとで修業しており、佐々木婦乃についてはその期間は定かではないが、産科医のもとで産婆術の教授を受けている。

『長野県統計書』によると、1884年(明治17)の産婆97人中、「本免許(内務省免許)」を受けている者は1人のみで、あとは上記2人のように「従来営業ノ者」に与えられた「仮免許」の産婆であった。新潟の例にあるような姑から産婆術を伝授されたり、自分自身が安産したので産婦の取扱を自得したという産婆**)に比べると、旧来の産婆が単なる経験のみで助産を行っていたのでなく、医師からの助産の伝習を受けていた者があったことは特記すべきであろう。

1899年(明治32)産婆規則以前における長野県下の産婆は、他府県において教育を受け 内務省免許を受けた新産婆がわずかにいた が、そのほかの多くは以前より産婆業を営ん でいた旧来の産婆であった、彼らのうちには 前述の例のように県下の医師のもとで知識と 技術を吸収したのち開業したものが存在し た。しかしながら、実際の産婆術の内容やこ の時代の産科医の実践についてはまだ明らか にしていない.

また, 長野県独自の産婆試験による県免許の産婆についての資料発掘も今後の課題であ

る.

4. まとめ

長野県は1878年,衛生に関する業をなす者に対し鑑札を与えることによって営業を許可制とした.これはそれまでの営業履歴と技術をそのまま認めただけの段階であった.

1884年に出された産婆営業規則が長野県独 自の産婆に対する規則のはじめといってよ い.ここでは産婆営業の要件として修学の履 歴と口答試験を導入している.

さらに1897年に産婆取締規則,産婆試験規則,産婆試験受験人心得によって内容を整備し,産婆の管理統制を行った.

しかし、試験の方法は筆記と口述の選択制にするなど緩やかなものであり、産婆規則制定以前に県下に組織的な産婆養成はなく、旧来の産婆たちが多くを占めていた長野県の実状が伺われた.

文献・資料

1)『乙号長野県布告綴(1) 長野県明治十一 年自一月至六月』長野県庁所蔵

(『長野県史』近代資料編第八巻二衛 生・災害, 1987)

『県報』明11 3-1,長野県立歴史館 所蔵

- 2) 『長野県史』近代資料編第八巻二衛生· 災害, 1987. 23-24頁
- 3)『長野県警察史概説編』長野県警察本部 警務部警務課,1958,158-159頁
- 4)『上田医師会史』上田市医師会史編集委員会,1969.109頁
- 5) 湯本敦子:長野県における近代産婆の確立過程の研究.『信大史学』,第25号. 2000,11月発行(印刷中).
- 6) 『月刊信濃衛生』第三号, 1906年9月25

 \mathbf{H}

- 7)『公務日誌 第四号 明治十一年』依田 家文書,早稲田大学図書館所蔵
- 8)『自明治十七年至十八年御指令留』小県郡和田村,小県郡和田村役場所蔵
- 9) 蒲原宏『新潟県助産婦看護婦保健婦史』

新潟県助産婦看護婦保健婦史刊行委員会,1967.26頁.

受付日:2000年10月2日

受理日:2000年11月20日